

芦 監 第 1 1 号
令和 7 年 4 月 9 日

請 求 人 様

芦屋市監査委員 阿 部 清 司
同 中 島 健 一

住民監査請求「道路公園施設包括管理業務委託に係る公募型提案方式による契約候補者の決定の取消」に関する監査の結果について

令和 7 年 3 月 4 日に受付した地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果、請求に係る監査ができなくなったことが判明しましたので、通知します。

第 1 監査の請求

1 請求人

主たる事務所の所在地が芦屋市である法人 1 団体

2 請求年月日

住民監査請求「道路公園施設包括管理業務委託に係る公募型提案方式による契約候補者の決定の取消」に係る請求書は、令和 7 年 3 月 4 日に提出された。

3 請求の趣旨

令和 6 年 9 月 30 日に公表された道路公園施設包括管理業務委託に係る公募型提案方式について、業務委託等業者選定委員会が実施した評価は著しく公正を欠き不当なものであり、A 企業体を契約候補者とした決定を取り消すことを求める。

4 請求の受理

請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、令和 7 年 3 月 18 日に受理した。

なお、令和 7 年 3 月 4 日の請求書提出時には、上記業務委託の契約候補者が決定しているのみで、いまだ契約の締結はなされていないが、令和 7 年 3 月 5 日に開催された芦屋市議会建設公営企業常任委員会における監査対象部署の説明から、法第 242 条第 1 項の「当該行為（契約締結）がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」と認め、要件を具備すると判断した。

第 2 監査の実施

1 監査の対象事項

道路公園施設包括管理業務委託に係る公募型提案方式による

契約候補者の決定における審査が不当であり、芦屋市長が当該契約候補者の決定を取り消す措置を講ずるべきか否かを監査の対象とした。

2 監査対象部署

都市政策部都市基盤室道路・公園課

3 監査の実施方法

法第242条第5項の規定に基づく監査は、監査対象部署に対して書類の提出を求め、書類確認を行うとともに、関係職員からの事情聴取を行う方法で実施した。

4 監査対象部署への聞き取り

都市政策部都市基盤室道路・公園課職員に対し、法第199条第8項の規定に基づき、資料の提出を求めるとともに、令和7年3月27日に監査の対象となったものについて聞き取りを行った。

5 請求人の陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和7年3月27日に陳述を行う機会を与えた。請求人は、当該陳述において、請求の趣旨に係る補足説明を行った。

第3 監査の結果

本件措置請求については、申立時においては監査の前提となる「契約候補者A企業体」が存在したが、令和7年4月1日に芦屋市長は、契約候補者であるA企業体と道路公園施設包括管理業務委託契約を締結した事実が判明した。

したがって、請求の趣旨「A企業体を契約候補者とした決定を取り消すこと」は、措置不能の請求となり、法第242条第1項の措置が可能な「必要な措置の請求」が認められず、請求に係る監査ができなくなったと判断した。